

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月2日
【会社名】	ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
【英訳名】	J ESCOM HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 利興
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂六丁目15番11号
【電話番号】	03 - 5114 - 0761
【事務連絡者氏名】	業務管理統括本部 部長 丸山 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂六丁目15番11号
【電話番号】	03 - 5114 - 0761
【事務連絡者氏名】	業務管理統括本部 部長 丸山 博之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 111,690,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,095,000株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 新規発行株式（以下「本新株式」という。）の発行は、2022年12月2日（金）開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,095,000株	111,690,000	55,845,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,095,000株	111,690,000	55,845,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は55,845,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
102	51	100株	2022年12月22日（木）から 2022年12月23日（金）まで	-	2022年12月22日（木）から 2022年12月23日（金）まで

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本株式に係る割当は行われないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 業務管理統括本部	東京都港区赤坂六丁目15番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目2番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
111,690,000	4,261,000	107,429,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬500,000円、株式事務代行手数料450,000円、株式上場手数料11,000円、割当予定先に対するバックグラウンド調査費3,000,000円及びその他諸費用（有価証券届出書作成費用）300,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、当社を持株会社として、連結子会社である株式会社スーフ、株式会社東京テレビランド及び株式会社マフィン（以下、「マフィン」といいます。）を通して日本国内で理美容消耗品関連商材の販売（理美容事業）、企業向けコンサルティング（コンサルティング事業）、テレビ通販及びインターネットでの通信販売（通信販売事業）、並びにデジタルギフト事業を展開しており、連結子会社であるMafin Inc.及びSmartcon Inc.を通して韓国でリワード広告事業及びデジタルギフト事業を展開しております。

通信販売事業におきましては、現状はテレビ通販番組を活用したダイレクトマーケティング事業者様の販売支援を行っておりますが、インターネットやソーシャルメディア等の媒体の多様化の影響で、テレビによる広告媒体のみでは市場や顧客層の縮小傾向が続いております。そのため、当社グループといたしましては、テレビ以外の媒体であるSNS、インターネット等との融合を加速し、加えて新企画の番組制作することで、新たな一般消費者層の発掘による事業領域の拡大を図り、クライアントであるダイレクトマーケティング事業者の多様化に繋げてまいります。理美容事業におきましては、コロナ禍の約3年間で消費者動向が変化し、当社グループの主要顧客であるエステティックサロン及び理美容店への訪問頻度の減少傾向が続いております。そのような中、当社グループでは、昨年からの従来理美容店及びエステティックサロン等のプロマーケットへの商品販売に加え、韓国コスメ商材の輸入と卸売事業も開始し、新たな販路の拡大を進めております。今後も化粧品における知見を活用し、市場に見合った商品を発掘することでプロマーケット市場とB to C市場での販売拡大を目指してまいります。

加えて、当社は、持株会社として将来性のある事業の買収や創設により企業価値の拡大も図っており、2022年6月10日付でMafin Inc.の全株式を取得し、その完全子会社であるSmartcon Inc.及びマフィンの3社を新たに連結子会社といたしました。Mafin Inc.は、業界最多規模の3,500に及ぶメディア・アクセス基盤を有するリワード広告プラットフォーム事業を韓国で展開しており、Smartcon Inc.は電子版のギフト券や商品をオンライン上でプレゼントできるデジタルギフトの先進国である韓国市場において、2011年から同事業を展開し150社以上の提携ブランドと1,000社以上の提携企業を有する企業であり、デジタルギフト事業における運営ノウハウやプラットフォームを多岐に亘って保有しております。その事業ノウハウを活用しマフィンにおいて日本市場でのデジタルギフト事業の本格展開を本年7月より開始しております。

日本市場でのデジタルギフト事業の展開に関しましては、営業部隊やシステム開発等の事業基盤の構築をはじめ、デジタルギフトの発行元である提携ブランドにおいては大手コンビニチェーンやコーヒーチェーン等との直接取引や、販促や集客等のためにデジタルギフトを活用するクライアント企業の開拓も進んでおり、今後も事業規模拡大のために積極的に営業活動を展開していきたいと考えております。

日本市場におけるデジタルギフトの流通額は、2020年度が約2075億円のところ2025年度には4057億円と市場規模が倍増する見通しであり（矢野経済研究所調べ）、ギフト全体の市場規模である約10兆円のうちメインターゲットであるカジュアルギフト領域が6兆円超あることからデジタルギフトの普及余地は非常に高いと考えております。その日本市場において事業を展開することで新たな収益機会を得ることができ、当社グループとして企業成長の可能性が高まるため、今後も積極的な展開を進めたいと考えておりますが、新規の立ち上げであるため人材採用、システム開発、営業体制の整備等の先行投資を行う必要があります。具体的には、日本での本格的な事業展開にあたり、2年間は継続して投資が必要と考えており、当該展開のために約200百万円の資金が必要となる見込みであります。しかしながら、マフィンは事業開始間もなく単独での資金調達ができないため、韓国におけるデジタルギフト事業を安定的に運営しております設立11年のSmartcon Inc.を含む子会社3社を傘下とし、韓国及び日本における各事業の全体を統括する持株会社である株式会社マフィンホールディングス（以下、「マフィンホールディングス」といいます。）が無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「CB」といいます。）を発行して資金調達を行い、その調達資金をマフィンに対して貸し付けることで日本市場における事業展開のための資金を確保することといたしました。本第三者割当は、マフィンホールディングスが発行するCBの一部を当社が取得するために資金調達実施するものであり、当社が引き受けるCB110百万円のうち、本第三者割当により調達する資金から費用を差し引いた107.3百万円をそのCBの引受資金に充当するものであります。また、残りの0.1百万円につきましては、2022年12月2日付で業務提携契約を締結いたしましたBSPファミリーオフィス株式会社を持株会社とするBSPグループの関係会社であるB

S Pアセットマネジメント株式会社(以下、「B S Pアセットマネジメント」といいます。)と当社が共同で無限責任組員(以下、「G P」といいます。)となり運営するファンド等を組成する予定であり、そのファンドで募集する投資家からの資金により充当する予定であります。

マフィンホールディングスは、経営陣及び従業員に対して高いモチベーションを維持し企業価値の拡大へ貢献するインセンティブとなるためにストックオプションとして新株予約権を発行しており、今回必要な調達金額である約200百万円を全て外部投資家から調達した場合、当社の潜在部分を含めた持分比率は過半数を下回ることとなります。当社としましては、日本におけるデジタルギフト事業は、短期的には投資が先行いたしますが中長期的には成長性は高く、当社グループの企業価値向上に資すると考えており、同事業の展開のための資金を調達しつつ、マフィンホールディングスの潜在部分を含めた株式の過半数を確保することで一定の支配権を保持し、将来性の高い日本でのデジタルギフトに関する事業を有する同社を当社の連結子会社として維持させることが当社グループの事業戦略上最善であると判断し、同社の潜在部分を含めた株式の過半数を維持するために本第三者割当を実施することを決定いたしました。

なお、本資金調達の具体的な資金使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
当社連結子会社であるマフィンホールディングスが発行するC Bの取得	107.3	2022年12月～2023年1月
B S Pアセットマネジメントと共同で運営するファンドへの出資	0.1	2022年12月～2023年1月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座で管理いたします。

2. 調達資金の全額を確実な調達手段である本新株式による資金調達といたしました。

3. 上記の資金使途につきましては以下のとおりです。

当社グループにおける資金は、当社が持株会社として管理しており、当社グループ各社の資金が不足しないように各事業セグメントの事業推移を注視しており、現状の資金管理状況に関しては問題なく対応できております。しかしながら、当社の連結子会社であるマフィン〔手取金の使途〕に記載の通り、日本におけるデジタルギフト事業の本格展開を開始するにあたり、現時点では事業立ち上げ初期でもあるため費用を賄うだけの収益を確保できていないため、2年間は資金投資が継続する見込みであり、約200百万円の資金調達を必要としております。そのため、マフィンの親会社であるマフィンホールディングスが期間4年、利率3%のC Bを210百万円発行して資金調達を行い、子会社であるマフィンにその必要資金である約200百万円を2023年1月を目途として貸し付ける予定であります。当社は、マフィンホールディングスが発行するC Bのうち110百万円分を直接取得する予定であり、本第三者割当による調達資金のうちの107.3百万円分をその資金に充当する予定であります。また、マフィンは、当該資金を日本でのデジタルギフトに関する事業において本格展開を開始いたしました2022年7月から2023年12月までの人材採用、システム開発、営業体制の構築等の費用として使用する予定であります。なお、2022年7月から12月までの費用は、現状当社グループ内で資金の貸付を行っており、当該貸付金については上記2023年1月を目途とするマフィンへの貸付後に回収する予定です。

上記のマフィンホールディングスが発行する210百万円のC Bのうち、当社が取得する110百万円以外に関しましては、当社とB S Pアセットマネジメントが共同でG Pとなり運営するファンドが取得する予定であり、そのファンドへのG P出資として本第三者割当による資金調達のうち0.1百万円を充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 株式会社KJCインター

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社KJCインター
本店の所在地	東京都港区赤坂六丁目15番11号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 丁 廣鎮
資本金	20百万円
事業内容	資産管理会社
主たる出資者及び出資比率	丁 廣鎮 100.00%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社株式3,176,600株（30.33%）を保有する筆頭株主及び主要株主であります。
人事関係	丁 廣鎮氏は当社取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2) 株式会社明日クリエイト

a. 割当予定先の概要	
名称	株式会社明日クリエイト
本店の所在地	福岡県福岡市中央区平尾浄水町3番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 松嶋 由里子
資本金	1百万円
事業内容	資産管理及び経営コンサルティング
主たる出資者及び出資比率	妹尾 勲 100.00%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	当社株式1,176,500株（11.23%）を保有する主要株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(3) 宗田 こずえ氏

a. 割当予定先の概要	
氏名	宗田 こずえ
住所	神奈川県横須賀市
職業の内容	勤務先の名称 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
	本店の所在地 東京都港区赤坂六丁目15番11号
	事業の概要 持株会社
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	宗田 こずえ氏は当社取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(4) ゼストブレイン・コンサルティング合同会社

a. 割当予定先の概要	
名称	ゼストブレイン・コンサルティング合同会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿一丁目2番1-901号
代表者の役職及び氏名	代表社員 大谷 利興
資本金	50万円
事業内容	M & Aの仲介及びコンサルティング
主たる出資者及び出資比率	大谷 利興 100.00%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	大谷 利興氏は当社代表取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(5) 指方 健治氏

a. 割当予定先の概要		
氏名	指方 健治	
住所	埼玉県川口市	
職業の内容	勤務先の名称	株式会社東京テレビランド
	本店の所在地	東京都港区赤坂六丁目15番11号
	事業の概要	テレビ通販とインターネットによる通信販売
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	当社連結子会社である株式会社東京テレビランドの従業員であります。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(6) 瀬戸 見文氏

a. 割当予定先の概要		
氏名	瀬戸 見文	
住所	神奈川県小田原市	
職業の内容	勤務先の名称	株式会社メロスコスメティックス
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
	事業の概要	医薬部外品及び化粧品の製造販売並びに輸出入
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	当社グループの取引先であり株主でもある株式会社メロスコスメティックスの取締役であります。	

(7) 鈴木 溶子氏

a. 割当予定先の概要	
氏名	鈴木 溶子
住所	東京都渋谷区
職業の内容	勤務先の名称 株式会社メロスコスメティックス
	本店の所在地 東京都港区虎ノ門三丁目6番2号
	事業の概要 医薬部外品及び化粧品の製造販売並びに輸出入
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社グループの取引先であり株主でもある株式会社メロスコスメティックスの従業員であります。

(8) 朴 真奈美氏

a. 割当予定先の概要	
氏名	朴 真奈美
住所	東京都板橋区
職業の内容	勤務先の名称 株式会社スーブ
	本店の所在地 東京都港区赤坂六丁目15番11号
	事業の概要 理美容室、エステサロン向け消耗品販売事業
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社連結子会社である株式会社スーブの従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

株式会社KJCインター

株式会社KJCインターは、当社の筆頭株主及び主要株主であり、当社取締役である丁 廣鎮氏の資産管理会社でもあります。今回、デジタルギフト事業を日本で本格展開するための資金調達を検討した際、当社の取締役である同氏から日本におけるデジタルギフト事業の展開は、最終的に当社の企業価値の向上につながると判断され本第三者割当を引き受けてもいいとの回答を受けました。また、丁 廣鎮氏は、当社の取締役として当社の事業内容と経営方針にきわめて理解が深く、自ら資金を投じて当社に投資を行うことは、最終的に当社の企業価値向上に対して深く関与することにも繋がると考え、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

株式会社明日クリエイト

株式会社明日クリエイトは、当社の主要株主であり、今回の資金調達を検討した際、割当先候補として同社に対してデジタルギフト事業の展開に関する計画やリスクを説明のうえ本新株式の割り当てを提案したところ、一般の資金調達は最終的に当社の企業価値の向上につながるとご判断いただき本第三者割当を引き受けてもいいとの回答を同社から受けました。また、同社からは、当社グループの財政状況、資金需要、資金調達時期、今回の資金使途であるデジタルギフト事業の展開に関する計画やリスクなどについてもご理解いただいた上でご承諾いただいております、長年主要株主として関係も良好であることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

宗田 こずえ氏、ゼストブレイン・コンサルティング合同会社、指方 健治氏及び朴 真奈美氏

宗田 こずえ、ゼストブレイン・コンサルティング合同会社の代表社員である大谷 利興、指方 健治及び朴 真奈美の各氏は、当社及び当社連結子会社の役職員であります。今回の資金調達を検討した際に、当社グループの運営上重要な役職員に対して職務執行に対する士気の一層の向上のためデジタルギフトの展開に関する計画や資金使途を説明のうえ本新株式の割り当てを提案したところ、各氏及び同社から引き受けをしたい旨の回答を受けました。当社グループの運営上重要な役職員が当社の株式を保有することで、高いモチベーションを維持し企業価値の拡大へ貢献するインセンティブとなり、加えて通常のストックオプションとは違って自らの資金を拠出することで既存の株主の皆様と同様に株価下落のリスクを共有することとなるため、当社グループの企業価値向上に資するものと考え、各氏及び同社を割当予定先として選定致しました。

瀬戸 見文氏及び鈴木 溶子氏

瀬戸 見文及び鈴木 溶子の両氏は当社グループの主要事業である理美容事業の重要な取引先である株式会社メロスコスメティックスの役職員であり、理美容事業の拡大を目指すためには両氏の協力が重要であると考えております。今回の資金調達を検討した際に、両氏に対して本新株式の割り当てを提案したところ、引き受けをしたい旨の回答を受けました。両氏は、当社グループの財政状況、資金需要、資金調達時期、今回の資金使途であるデジタルギフト事業の展開に関する計画やリスク等を理解のうえご承諾いただいております、両氏からも当社の企業価値の向上のための理美容事業の拡大に対して引き続き協力いただけることを確認できたため、両氏を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数	
株式会社K J Cインター	新株式	450,000株
株式会社明日クリエイト	新株式	450,000株
宗田 こずえ	新株式	120,000株
ゼストブレイン・コンサルティング合同会社	新株式	40,000株
指方 健治	新株式	10,000株
瀬戸 見文	新株式	10,000株
鈴木 溶子	新株式	10,000株
朴 真奈美	新株式	5,000株
合計	新株式	1,095,000株

e. 株券等の保有方針

株式会社K J Cインター

当社は、割当予定先である株式会社K J Cインターと当社の間において、当社株式について継続保有に関する取り決めはございません。また同社は、当社に対して当社グループの企業価値向上を図ることを目的に取得していることから基本的には長期的な視点で保有しますが、株式価値の向上によって将来的には株式を売却する方針であること及びその際は可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の一部を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお、当社は同社より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

株式会社明日クリエイト

当社は、割当予定先である株式会社明日クリエイトとの間において、当社株式の継続保有に関する取り決めはございません。また同社は、当社に対して今回取得する当社株式の保有方針は純投資であること及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお、当社は同社より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

宗田 こそえ氏、ゼストブレイン・コンサルティング合同会社、指方 健治氏及び朴 真奈美氏

当社は、割当予定先である宗田 こそえ、指方 健治及び朴 真奈美の各氏及びゼストブレイン・コンサルティング合同会社と当社株式について継続保有に関する取り決めはございません。また各氏及び同社は、当社に対して当社グループの企業価値向上を図ることを目的に取得していることから長期的な視点で保有する方針であることを口頭で表明しております。

なお、当社は各氏及び同社より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

瀬戸 見文氏及び鈴木 溶子氏

当社は、割当予定先である瀬戸 見文及び鈴木 溶子の両氏との間において、当社株式の継続保有に関する取り決めはございません。また両氏は、当社に対して、今回取得する当社株式の保有方針は、基本的には長期的な視点で保有しますが、株式価値の向上によって将来的には株式を売却する方針であること及びその際は可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお、当社は両氏より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

宗田 こそえ氏、指方 健治氏、瀬戸 見文氏、鈴木 溶子氏及び朴 真奈美氏

当社は、割当予定先である宗田 こそえ氏、指方 健治氏、瀬戸 見文氏、鈴木 溶子氏及び朴 真奈美氏が、本新株式に必要な自己資金を有していることを預金通帳の写し及び各氏へのヒアリングで確認しております。

株式会社K J Cインター

当社は割当予定先である株式会社K J Cインターが本新株式に必要な資金を株主である丁 廣鎮氏からの借入により調達していることを預金通帳及び金銭消費貸借契約書の写し並びに同社へのヒアリングで確認しております。なお、借入条件は返済期日が2025年10月31日、無利息、担保及び保証は設定しない予定であることを金銭消費貸借契約書の写し及び同社へのヒアリングで確認しております。

株式会社明日クリエイト

当社は割当予定先である株式会社明日クリエイトが本新株式に必要な資金を株主である妹尾 勲氏からの借入により調達していることを預金通帳及び金銭消費貸借契約書の写し並びに同社へのヒアリングで確認しております。なお、借入条件は返済期日が2025年10月31日、無利息、担保及び保証は設定しない予定であることを金銭消費貸借契約書の写し及び同社へのヒアリングで確認しております。

ゼストブレイン・コンサルティング合同会社

当社は割当予定先であるゼストブレイン・コンサルティング合同会社が本新株式に必要な資金を出資者である大谷 利興氏からの借入により調達していることを預金通帳及び金銭消費貸借契約書の写し並びに同社へのヒアリングで確認しております。なお、借入条件は返済期日が2025年7月31日、無利息、担保及び保証は設定しない予定であることを金銭消費貸借契約書の写し及び同社へのヒアリングで確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを当事者へのヒアリング、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索等により確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象となっているかに否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社JPRリサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門3-7-12、代表者：代表取締役 古野 啓介）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先のいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、過去から現在において違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、またコンプライアンスリスクの観点から重大な問題点等も確認されなかったとの回答を得ております。上記の通り、割当予定先と反社会的勢力との関係は確認できないことから、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価格は、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したため、本株式に係る取締役会決議日の直前営業日（2022年12月1日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値102円といたしました。上記払込金額は、日本証券業協会「第三者割当増資」の取り扱いに関する指針（平成22年4月1日）（以下「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値としております。

なお、当該発行価格は取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じとします。）102円に対する乖離率は0.0%、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値102円に対する乖離率は0.0%、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値102円に対する乖離率は0.0%となっております。

当社といたしましては、上記払込金額は日証協指針に照らしても、合理的で有利発行に当たらないと判断しており、上記取締役会に出席した社外取締役の雙田 裕三氏並びに社外監査役の美濃部 健司氏、御子柴 健治氏及び萩原 貴彦氏より、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価値を基準とし、日証協指針にも準拠したものであることから、上記払込金額は、割当予定先に特に有利なものではなく、有利発行に該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数は1,095,000株であり、2022年9月30日現在の当社発行済株式総数10,472,990株に対し10.5%（2022年9月30日現在の当社議決権個数104,709個 に対しては最大10.5%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、本新株式の第三者割当増資による資金調達につきましては、本第三者割当によりデジタルギフト事業の拡大を図ることができることで当社グループの事業価値の向上が期待でき、既存株主の皆様利益にも資するものであること。当社の純資産が増加することでMafin Inc.の取得により低下した自己資本比率の改善を図ることが可能となり、当社の財務基盤を安定させつつ、今回の調達資金で日本でのデジタルギフト事業の展開速度を高め事業拡大を図ることによって企業価値の向上が図られ、中長期的には株主価値が高まるものと考えられること。日本市場でのデジタルギフト事業の本格展開という新規事業のためのものであり、また当社グループの現状は、過去5期において営業利益及び経常利益を計上しておりますが、売上高は減少傾向にあり、加えて金融機関が満足する担保となる資産等も有していないことから、現状の当社グループの財政状態及び業績では満足できる条件での借入を金融機関から行うことは難しい状況であること。当社の業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、新株式に対する申込希望者が見込めないことが想定されることから、公募増資又は株主割当増資により必要な資金を調達できる可能性は低いこと。発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には当社の負債額が全体として増加し財務健全性へ悪影響を及ぼすこととなり、当社の現状の財政状態から考えて今回の資金調達方法として転換社債型新株予約権付社債は適当でないこと。1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすことがなく株価に対する直接的な影響は小さいと考えられますが、株価の推移によっては必要資金を確実に調達することができない可能性があり、新株予約権は今回の資金調達方法として適当でないこと。株価に連動して行使価額が修正される修正条項付転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないことと判断いたしました。また、株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、行使価額は下方にも修正されるため、行使価額の下修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また当社の株価に悪影響を与えるおそれがあることから、今回の資金調達方法としては適切ではないこと。最後に株式会社マフィンホールディングスとしての資金調達に関しましては、日本市場における事業展開は立ち上げ当初のため日本国内での金融機関からの調達は難しく、既に韓国においてデジタルギフト事業を運営しているSmartcon Inc.からの借入についても、海外からの多額の送金が必要か、また韓国の金利を基準とすると高金利の資金調達となり費用面及び海外送金など運用面での懸念が払拭できず、資金の調達がタイムリーにできないリスクがあること。以上のことから、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社K J Cインター	東京都港区赤坂六丁目15番11号	3,176,600	30.34%	3,626,600	31.36%
株式会社明日クリエイト	福岡県福岡市中央区平尾浄水町 3番3号	1,176,500	11.24%	1,626,500	14.06%
株式会社ジャック	東京都港区赤坂六丁目15番11号	675,200	6.45%	675,200	5.84%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	450,900	4.31%	450,900	3.90%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番 3号	371,400	3.55%	371,400	3.21%
山田 充男	千葉県市川市	257,700	2.46%	257,700	2.23%
株式会社メロスコスメティク ス	東京都港区虎ノ門三丁目6番2 号	250,000	2.39%	250,000	2.16%
山田 恭	千葉県市川市	120,000	1.15%	120,000	1.04%
宗田 こずえ	神奈川県横須賀市	-	-	120,000	1.04%
猪田 彰	大阪府岸和田市	109,800	1.05%	109,800	0.95%
倉永 芳久	岡山県倉敷市	94,000	0.90%	94,000	0.81%
計	-	6,682,100	63.82%	7,702,100	66.59%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

2. 2022年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は2022年9月30日現在の議決権数104,709個に、本新株式1,095,000株(10,950個)を加えて算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第17期）及び四半期報告書（第18期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2022年12月2日）までの間に生じた変更及び追加すべき事項はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2022年12月2日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第17期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2022年6月24日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2022年6月23日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

大谷利興、丁廣鎮、宗田こずえ、関口博及び雙田裕三の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

美濃部健司、御子柴健治及び萩原貴彦の各氏を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	60,251	1,230	1	(注) 1	可決 98.00
第2号議案					
大谷 利興	60,222	1,260	-		可決 97.95
丁 廣鎮	60,190	1,292	-		可決 97.90
宗田 こずえ	60,219	1,263	-	(注) 2	可決 97.95
関口 博	60,218	1,264	-		可決 97.94
雙田 裕三	60,208	1,274	-		可決 97.93
第3号議案					
美濃部 健司	60,211	1,271	-		可決 97.93
御子柴 健治	60,214	1,268	-	(注) 2	可決 97.94
萩原 貴彦	60,216	1,266	-		可決 97.94

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2022年7月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2022年7月29日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、デジタルギフト事業を開始するため2021年12月30日付でMafin inc.に関する株式譲渡契約を締結し、当該株式の取得が2022年6月10日付で完了しております。この度2022年6月30日をみなし取得日としてMafin inc.及びその子会社を企業結合することとしたため、2023年3月期第2四半期で負ののれん益を計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2023年3月期第2四半期の連結決算に負ののれん益95,654千円を特別利益として計上する見込みであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第2四半期)	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月21日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 伊藤昌久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 今井修二
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年12月30日開催の取締役会において、Mafin Inc.の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年6月10日付けで全株式を取得し、子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性について	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産5,735千円を計上しており、連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に関連する開示を行っている。</p> <p>連結会社グループは将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来減算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り額を考慮し、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従って企業の分類を判断した上で、将来の税金負担額が軽減されると見込まれる額を繰延税金資産に計上している。この将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り額は、将来の事業計画を基礎としている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の評価は、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り額に基づいており、その基礎となる事業計画には将来の売上収益の予測等の重要な仮定が含まれている。重要な仮定は見積りの不確実性が高く、経営者の判断を伴うため、当監査法人は繰延税金資産の回収可能性の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類の妥当性に関する検討。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討。 ・繰延税金資産の回収可能性に関する判断に利用される将来の課税所得の見積りの前提となった事業計画が取締役会の承認を得られていることの確認。 ・前連結会計年度に見積った当連結会計年度の課税所得について、見積りと実績との比較による将来の課税所得の見積りの合理性及び実現可能性の評価。 ・将来の事業計画に含まれる主要な仮定である売上高及び利益率の将来の見通し等について、過去の実績からの趨勢分析及び利用可能な内部資料からその妥当性の評価を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月21日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 伊藤昌久
業務執行社員指定社員 公認会計士 今井修二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年12月30日開催の取締役会において、Mafin Inc.の全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年6月10日付けで全株式を取得し、子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は純粋持ち株会社であり、市場価格のない子会社株式として株式会社東京テレビランド、株式会社スープ及び株式会社マフィンホールディングスの株式を、合計で298,238千円保有しており、総資産額の87.0%を占めている。</p> <p>会社は、保有する関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としているが、各社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>これらの関係会社株式において、各社の実質価額は過去から継続して著しく低下しておらず、当事業年度もその状況には至っていない。しかしながら、当監査法人は、関係会社株式の金額的重要性を踏まえ関係会社株式の評価が相対的に最も重要な監査領域であると考えた。</p> <p>以上より、当監査法人は関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該子会社株式の評価を検討するために、主として以下の監査手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・内部統制の評価において、有価証券の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価するために、関連証拠の閲覧及び内部統制担当者への質問を実施した。・子会社株式の簿価と実質価額の比較検討を行った。・子会社の事業計画の当期計画と実績の比較を行い、会社が作成した将来計画の達成可能性を加味して実現可能性の検討を行った。その際新型コロナウイルス感染症の影響については、会社の仮定について経営者に質問するとともに、経済情勢の先行きや事業環境を加味した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月14日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 昌久
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 今井 修二
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているジェイ・エスコムホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。